人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二二―二―四

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「国家公務員倫理審査会印」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第三号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一　略］ 二　刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三